

令和元年第3回太子町議会定例会（第480回町議会）会議録（第5日）

令和元年6月20日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 3 議案第29号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
(以上2件総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 4 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第31号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第32号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 議案第33号 工事請負契約の締結について（防災行政無線設備整備工事）
- 8 議案第34号 工事請負契約の締結について（太子東中学校校舎大規模改造工事）
- 9 議案第35号 工事請負契約の締結について（町民体育館耐震補強・大規模改造工事）
- 10 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
(福祉文教常任委員会委員長報告)

- 11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 3 議案第29号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
(以上2件総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 4 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第31号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第32号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 議案第33号 工事請負契約の締結について（防災行政無線設備整備工事）
- 8 議案第34号 工事請負契約の締結について（太子東中学校校舎大規模改造工事）
- 9 議案第35号 工事請負契約の締結について（町民体育館耐震補強・大規模改造工事）
- 10 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
(福祉文教常任委員会委員長報告)

- 追加日程第1 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書

11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中薮清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	大谷員代	書記	森文彰
書記	三井和代		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	木村和義	経済建設部長	八幡充治
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	嶋津一弥

(開議 午前10時00分)

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和元年第3回太子町議会定例会におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案3件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけて、お手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日程第3 議案第29号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第2、承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについ

て（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）から日程第3、議案第29号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 おはようございます。

それでは、委員会審査報告書を読み上げて、報告といたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告をします。

1、審査した事件。議案番号、承認第1号。付託年月日、令和元年6月6日。件名、専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年6月10日月曜日午前10時から午後0時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告の附則第10条の3で、固定資産税の減額ということは町税がそれだけ減収になるが国からの補填はあるのかとの質疑に、現在のところそういった情報はないとの答弁があった。

②住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の廃止について、納税通知書が送達後に申告書を提出された場合、所得税においては控除の適用があるにもかかわらず個人住民税においては控除の適用ができないケースが生じていたため、この申告書の要件を削除するものとあるが、控除の適用ができないケースとはとの質疑に、申告書を期限後に出した場合で更正請求や修正申告をしたときに住宅取得控除の申告をしていなかった方がされた場合は住民税のほうでは納税通知書を既に送ってしまっている場合があるので、その場合については今までは適用になっていなかったとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により承認すべきものと決した。

同じく、委員会審査報告を読み上げ、報告とします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第29号。付託年月日、令和元年6月6日。件名、太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年6月10日月曜日午前10時から午後0時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①一般的によく聞く税金面で軽減されるエコカー減税の文言がないが、エコカー減税とグリーン化特例についての説明をとの質疑に、エコカー減税というのは環境性能にすぐれた自動車に対して自動車重量税、自動車取得税を減税する優遇措置のことである、グリーン化特例というのは同じく環境性能にすぐれた自動車に対して自動車税、軽自動車税を減税するもので、新車の新規登録等から一定年数を経過した自動車に対しては自動車税、軽自動車税を重課する規定もある。

当町の場合は、あくまでも軽自動車税のグリーン化特例を規定しているものであるとの答弁があった。

②自動車取得税を廃止して今回、環境性能割を導入するということだが、これは従来の自動車取得税に対して減税になるということか、今1%、2%ともともとあるが、これは従来の自動車税と比較してどうなっているのかとの質疑に、現在の自動車取得税からの税率はほぼ同率である、今回令和元年10月1日から令和2年9月30日までに購入した分については特例的に消費税の引き上げに応じて2%を1%に、1%を非課税に臨時的に1%軽減するものである、環境性能割はこの平成31年3月定例会で提案をして変更させていただいたところであるが、そこから新たにこういった制度が出てきたので、もう一度規定をしたものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、上程中の議案第29号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第31号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第32号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第4、議案第30号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第32号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、付託されました3件につきまして、委員会報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第30号。付託年月日、令和元年6月6日。件名、太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年6月7日金曜日午前10時から午後0時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①本条例制定時から太子町内には該当する事業者がいないと確認しているが、それは今も変わっていないのか、またこの事業者の今後の動向はどうかとの質疑に、この条例に該当する事業者は今現在もない、また園児が卒園する段階で受け入れ施設がないので町として積極的に推進していない、この条例とは別制度の企業主導型保育施設は現在太子町内で4園開設されており、矢田部のあすかの保育園、東南のトイボックス太子、東保のちびっこランド太子東園、糸井の楓保育園であるとの答弁があった。

②相生市では家庭的保育事業と小規模保育事業が1つずつあるが補助等については把握しているのかとの質疑に、把握していない、この家庭的保育事業は市町認可なので相生市の条例に基づいて補助が行われているとの答弁があった。

③現時点の待機児童数は、また家庭的保育に対して需要はないのかとの質疑に、4月1日現在の保育所、こども園等の待機児童数は20名である、ニーズは把握していないとの答弁があった。

④少人数保育のため今後のニーズは増えると思うがとの質疑に、教育の無償化の流れでニーズが増える傾向にあるのではないかと想定しているとの答弁があった。

⑤自園調理の問題で猶予期間が10年あるが、その間は調理師を置かずに弁当でもよいという捉え方なのかとの質疑に、調理設備がないところでは10年以内に設備を整え、その間はデリバリー等でも可能であるとの答弁があった。

⑥町内の方が勤務する前に他市町の家庭的保育事業所に預けて仕事に行かれるという形態もあるかと思うが、そういうケースについては把握をしているのかとの質疑に、町外の小規模保育事業所等への入所者の数字は把握できていないが、仮にそういう方がおられるとすれば、それぞれの市町が定める条例に基づいて運用がなされるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第31号。付託年月日、令和元年6月6日。件名、太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果は、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年6月7日金曜日午前10時から午後0時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①指定都市の長が行う研修を終了したものをつけ加える改正であるが、これでさらに研修を受けた人が増えると思うが、それによって質の低下はないのか、そのあたりの基準は何かあるのかとの質疑に、これまでも県が行っている研修は統一的な基準があった、今後政令指定都市が行っていく研修についてもそれに倣った形で研修を実施されることになるので、県と指定都市で格差があるということはないと判断しているとの答弁があった。

②この条例には直接関係ないが、支援員の欠員補充がなされていないがとの質疑に、賃金や働く時間帯等の問題で補助員の確保ができていない、近隣市町を研究して、確保に努めたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第32号。付託年月日、令和元年6月6日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和元年6月7日金曜日午前10時から午後0時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。この改正により条例第4条第3項の(1)から(3)の各号対象世帯並びに減額はどれぐらいかとの質疑に、(1)の対象者数は1,188人、減額は566万9,000円、(2)の対象者数は518人、減額は412万1,000円、(3)の対象者数が465人、減額は73万9,000円を見込んでいる、合計で2,171人が保険料減額対象であり、金額的には1,052万9,000円の減額であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第30号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第31号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第32号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第33号 工事請負契約の締結について(防災行政無線設備整備工事)

○議長(藤澤元之介) 日程第7、議案第33号工事請負契約の締結について(防災行政無線設備整備工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第33号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、防災行政無線設備整備工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る6月11日に11者による制限つき一般競争入札を執行した結果、大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西社、佐野克也社長と税抜き金額2億2,700万円で契約するものでございます。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長(藤澤元之介) 総務部長。

○総務部長(森田好紀) 防災行政無線整備工事につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事は、緊急時における情報伝達手段の多様化、また平時における行政情報の発信を図るために防災行政無線設備を整備するものでございます。

主な工事内容としましては、役場庁舎に無線送受信設備や操作卓等親局施設を整備し、町内33カ所に屋外スピーカー設備を整備いたします。また、西播磨消防本部通信指令室内に遠隔制御装置を設置するとともに、指定避難所施設及び災害時において自力避難が困難な方が多く利用される社会福祉施設に戸別受信機を設置いたします。

完成工期につきましては、令和2年3月31日を予定しております。

以上、工事請負契約の主な内容でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(藤澤元之介) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 ようやく太子町も第一歩を踏み出したなと思います。

ただ、防災行政無線にも限度があります。各家庭での遮音性能の向上や交通騒音、大雨の影響を受けるなどし、内容が聞きづらい等のデメリットも報告されております。

この先、どのように歯抜け部分を埋めていくのかお聞きいたします。

○議長(藤澤元之介) 総務部長。

○総務部長(森田好紀) 屋内にいる場合等で屋外スピーカーの音声が聞こえにくい場合がございます。このため、放送後に電話で内容を音声で確認できるテレホンサービスや町のホームページで文字表示により確認ができる仕組みを整備いたします。

また、防災行政無線でお伝えする避難情報等緊急情報につきましては、これまで同様にたいし安全安心ネットの登録メール、地域内の全ての携帯電話にメール送信する緊急速報メール、テレ

び、ラジオ、町ホームページ等でお知らせすることとしております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私は、そのように計画性を持って課題を克服してこそ町民の安心・安全につながると思いますので、これから歯抜けのないようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 防災行政無線の意義についてはもちろん賛同いたしておりますので、しっかりやっていただきたいのですけれども、入札の金額の入札参加者一覧表が配られておりますので、それについて御質問いたします。

今回落札されたのはパナソニックシステムソリューションズジャパン（株）関西社ということですが、最低失格として日本電通（株）というのがございます。これは、もともと決めてありました最低制限価格以下の金額だったために最低失格となったということと思われるのですが、3万2,000円下回ったということで失格になっております。

ただし、この日本電通（株）が提示している額と今回落札された2億2,700万円と比較しますと、日本電通（株）のほうが130万円安いということです。

この最低制限価格というものが、これはどういう形で決められたのか、誰がどんなふうに決めているのか、それからこれは太子町の権限で決めているのか、その辺についてちょっと御質問させていただきます。よろしく願いします。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（嶋津一弥） 最低制限価格の御質問でございますけれども、まず平成12年に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、こういった法律が定められてございます。

この法律の対象となるのは、国はもちろんのことですけれども、特殊法人、それから地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約についても定めたものでございます。

この法律の第20条第2項には、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対して公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため、適正化指針に照らして、特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができるということで、基本的に国の基準にのっとって地方公共団体も入札あるいは契約行為をなさいということになってございます。

参考とすべき最低制限価格の計算式でございますけれども、国のほうの機関になるんですけども、中央公共工事契約制度運用連絡協議会、略して中央工契連と通常呼んでいるんでございますけれども、そこで決定される通知の中に最低制限価格の計算式等も示されております。現在、最新のものが平成29年4月1日適用の計算式でございます。

この最低制限価格の目的でございますけれども、まずダンピングの防止、日本語で言いますと、不当廉売、不当に安い価格で入札する場合のことを指しております。それから、公共工事の品質の確保を図ると、そういった観点から最低制限価格を設定することとされております。

ダンピングにつきましては、結果的に手抜き工事、それから下請会社へのしわ寄せ、それから労働条件の悪化、安く受注していることによってさまざまな弊害が起こる可能性がございます。安全対策の不徹底等も起こる危険性もありますので、発注者の責務として適正な価格の競争を促進するというところで、本町におきましても最低制限価格をホームページのほうで公表しております。最新の中央工契連平成29年モデルを適用してございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 その辺の話は非常によくわかりますし、最低価格を設定する必要性があるということも理解してございます。

ただ、私が質問したい趣旨は、この場合わずかに3万2,000円下回ったというだけで、より安く公共工事ができる企業を省かざるを得ないということに関して、130万円という金額、それほど町の財政が厳しい中で少ない金額でもないと思いますし、後の案件では約2,000万円ほど安くなってる企業のほかの例もありますので、そういったところを太子町としてもうちちょっと柔軟な運用といいますか、例えば品質の低下とか安全性の問題とか、あるいはダンピングの防止ということで昔は非常に安い値段で入札してくる業者があったとかということはございましたけれども、例えばこのようなケースの場合、それを少しでも安く品質を保てるのであれば入札を受けられるような町としての柔軟な方向性というのは考えられないのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（嶋津一弥） 一応計算式を公表している以上は、それにのっとった計算式で一定のラインを決めざるを得ないのが現実でございます、その計算式にのっとって計算し、それ以下はだめだということで現在入札を行ってございます。

それよりも下で、確かに安価に契約をしたいのは山々でございますけれども、じゃあどこまでならいいのかという、また下限のラインを下げる理由でも必要でございますので、現在のところは国の計算式にのっとって行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 わかりました。どこかでラインを引かなければならないというのはわかりますけれども、私の感覚としては非常にもったいないなという感覚がございますので、この件に関しましてはもちろんしっかりやっていただきたいと思うんですが、今後何か町としても独自のルールなり何なりを工夫できないかなということをちょっと提案させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回契約された2億2,700万円の財源をどうするのか、その内訳と、それから親局から子局へ行くときの周波数が幾らとかということと、参考資料を見ますと、余りにも密集した地域と過疎というか、まばらというか、離れた地域のバランスが、これは一体どういうことでこうなっていくのかということと、行政無線、行政とそれから緊急というふうな2つの使い分けがあるというふうなことだったんですけども、その場合の音量の大きさ、デシベルは当然変更があり得るのかなと思いますけども、その辺の考え方を尋ねます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、財源でございますが、財源につきましては緊急防災・減災事業債のほうを活用させていただきます。100%起債借り入れでございます。70%交付税算入されまして、3割について町の負担となっております。また、その3割につきましては、県のほうからふるさと地方創生交付金ということで2分の1の費用をいただけることとなっております。

次に、戸別受信機でございますが、戸別受信機につきましては指定避難所施設の21カ所と社会福祉施設の23カ所について設置をさせていただきたいと思っております。

次に、過疎地との子局のバランスでございますが、障害物がございまして市街化区域につきましては、その障害物によりまして聞こえない箇所が出てくることを想定しております。また、周り

に障害物がないところにつきましては、数を少なく設置することが可能となっております。そのスピーカーの使用につきましては、トランペットスピーカーという標準的なスピーカーと長距離型のスピーカーという2つのスピーカーを利用しまして、障害物のないところにつきましては長距離型のスピーカーを利用させていただいております。

次に、行政情報と緊急情報の音量につきましては、緊急情報につきましては音量を高く設定させていただきまして、行政情報につきましては、通常の音量で流させていただくということにしております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 先ほどの答弁の中でなかったんですけど、役場から子局へ行くときの周波数が幾らぐらいなのかということと、それから長距離型で障害のないところということで、特に石海地区なんかは障害がないということでこれだけ子局が離れてるのですけれども、その際にどうしても聞こえないところ、聞こえないおうちがあったときの対応と、それから先ほどもちょっと話があったんですけども、聴覚障害者がいらっしゃるおうちに対する対応、先ほど幾つか対応されるということがあったんですけども、その辺について尋ねます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、周波数でございますが、60メガヘルツでございます。

また、聞こえないというおたくにつきましては、音量調整または音が共鳴するようございまして、時差放送というような形で多少の時間をずらして放送するというような形をとらせていただいております。

次に、聴覚障害の方につきましては、先ほども多様な伝達手段で情報をお伝えするということが携帯電話、テレビ、ラジオ、町のホームページ等、御活用いただくような形でお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今の中島議員の質問の続きになるんですけども、例えば全体にスピーカーのかげんで情報が届かないとかっていうことがあったんですけども、その対策として電話であたり、携帯にメールが届く、あるいはホームページを見ていただくっていうことなんですけども、例えば災害のときなんて停電をしたりとかした場合、あるいはそもそも高齢者の方が携帯電話を持っておられないとかっていう、そういった場合の想定はいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） もし災害が起きて避難をしていただくときには、消防署等の協力を得まして、広報車等が走るような形になります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ありがとうございます。しっかりと質疑に対する回答のための対策ではなく、あくまで町民の方一人一人に向けた安全対策であるということを中心に置いて対策を考えていただきたいなということを思います。

続きまして、先ほど出原議員が御質問された続きになるんですけども、答弁の中で入札の金額の下限をどこに設けるかということが次議論の対象になってくるということでお話しされましたけれども、もう議論すればいいんじゃないかなあというふうに思うんですが、そのことと、国

の基準に基づいて算定されているということなのですが、これ全国で例は全くないのでしょうか。その算定基準ですね。

例えば、最低制限価格を下回った、仮に今回のケースでいけば3万2,000円下回った、これを拾っていただけるような特別な何か取り決めをするとか、太子町独自としてですね、そういったことはできないのかどうかという。全国で全く例がないのかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 例というか、まず決めた金額に対して今回3万2,000円が安いからといって、これをひっくり返すというか、それにするというようなことは全国で絶対例はございません。

歩切りに関しましては、予定価格から計算式を国土交通省が決めてまして、それぞれ0.97とかいろいろあるんですけれども、やり方ですね、歩切りの適正なダンピング方法ということで、ランダム係数というような関係がございます。兵庫県におきましても、ランダム係数が0.000001というようなところで、ほとんど動きがもうできないような形で若干今ぎつぎつの形で計算式というのになってるところでございます。

ただ、今回の場合は、先ほども部長申し上げましたように、緊急防災・減災事業債のほうを使わせていただきますので、会計検査とかが来る可能性がございますので、そのときに国土交通省で決めたまちとした歩切り、適正なダンピング方法というのをやってなければ、場合によっては補助金なり交付金を返還しなければいけないということが生じる可能性がございます。

ただ、単独で私らの公共工事をする場合の関係でございましたら、その歩切りにつきまして、計算してランダム係数を入れるとか、歩切りの単位で順番（聴取不能）とかということは若干可能性は残されております。

ですが、これにつきまして今現在指名業者の選定委員会のほうで、議員おっしゃられたような形でそういうふうな適正な価格をどういうふうな太子町独自でできないかっていうところを今この委員会において言及もさせていただいているところがございますので、今しばらくこれにつきましては、補助金が係ってる分につきましては、やはり国に決まったきちとした数字がございますので、これにあわせて決算を出さない限り、これもホームページに公表してますので、業者によってその辺きちと計算して行われてますので、そこを用いらざるを得ないと考えている次第でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ありがとうございます。今回のケースだけを申し上げるわけではなく、公共工事全般でそういうことがもし何かランダム係数とか入れて少しでも下の工事をとることができれば少しでも無駄遣いを防げるかなあというところ、もう少しほかの部分に税金を回せるかなあということ、一般的な町民目線で考えるとそのようなお声も出てくるでしょうし、今回のこのあれがたまたま3万円というところで、どうしても目にとまってしまう金額でしたので質疑させていただいてるんですけれども、3万円あるいは1億円のうちの例えば0.1%であれば10万円ですか、何か係数を決めて取り組めないかということをお今後の課題、また勉強会等とか、もしできるのであればそういうことも目を向けていくべきじゃないかなあということを思いますし、企業努力で、今先ほど何度も答弁にありますけども、ダンピングの防止あるいは品質の確保ということなんですけども、10万円や大きな工事の100万円、100万円、個人で見れば大きいですけども、大きな工事のうちの100万円は企業努力で何とかなる数字かなという部分も工事の全体的な金額からすれば該当するものもあるでしょう。そういうふうに思いますので、ぜひそういうことも今

後検討の余地があるのであれば、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 先ほどの副町長の答弁の中で、補助金の工事についてはまずいらわれないという解釈でとったのですけども、補助金といえど100%の補助金というような工事は少ないと思います。ほとんど町単独の分も含まれておると思うんですけども、当町の積算の仕方としてランダム係数は用いてないはずなんやね。お隣のたつの市は、その日の気温の変化で係数を変えるというようなことも聞いております。

それで、今その補助金のことについて、町の持ち出しがあつてのやっぱり何%か補助金をいただいでおれば会計検査のときに非常に問題が出てくるということであつたのか、いやいや今からは今後先ほど言われたような質問に対して検討していく余地があるのか。

実は10年ほど前にJ Rの下越しのたしか送水管か下水管か何かの工事があつたときに、常に納税をしてくれる地元の業者がマイナス10万円で失格して、町外の業者が落札したわけです。まあ、大分上でね。そのときに私、古い町長やったんやけど、本当にもったいない話やと、おたくら入札する側はその業者と反対のほうを向いとんやから、別にそこが10万円ぐらいいゝるところで大きな問題ないんじゃないかというふうな、このような話もしたところですけども、それから全然検討されてないんですよ。

だから、やはりもう少し計算で出た線一本の線じゃなしに、もう少しちょっと幅を持たせた融通のある考え方に検討し直してってもらいたいということが1つ、これはまたお答えを願います。

それと、これ最低制限価格が出てますけども、しも5桁をすばっと切つとるだけです。我々経験者から言ったら、すばっと答えが出てしもとんやね。

これ、積算はどの課がされたんですか。そして、今からこの工事、どの所管の課が管理していくんか、それもお尋ねします。

それと、私も古い建設業者やったもんで、出入りして、この工事何ぼぐらいあるんじゃないなというふうな話もした覚えもあります。確かにすばっと公示価格を押してくれる人はほとんどおりませんでした。そういう業者もいないとは言い切れないと思うんですけども、逆にそういうことを言われてきた業者に対して、ある程度業者が、仮にほんなら2億円ぐらいあるんかいなと、それに対して、いやいや2億2,000万円ぐらいありますよというふうなことが現実としてあるんか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、所管課でございますが、防災を担当しております企画政策課のほうで所管させていただきます。

○清原良典議員 積算は。

○総務部長（森田好紀） 積算につきましては、平成30年度の実施設計の中で積算をしていただいている部分でございます。

○清原良典議員 じゃあ、どこがしたんですか。

○総務部長（森田好紀） 株式会社イーエスエスという会社でございます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 歩切りに関してのお話でございますけれども、歩切りに対しましては、やはり国のほうからきちっと根絶をと言われております。もう議員御承知のとおり、公共工事の品質確保の促進に関する法律できちっと決まっておりますので、なかなかこれにつきまして、全

体の工事で国の補助金が若干というようなことであっても、やはりそれなりに交付金が入ってる部分を会計検査でやられたときに、それを全部返還しなきゃいけないというような危ない橋は渡れないと私自身も考えておりますので、研究はしていきますけれども、ほかの市、町とかの状況とかもあるとは思いますが、できればまずは単独のほうの工事についてはそういうところをまずしていきたい。

国の交付金等とか入ってる工事につきましては、その割合に応じて本当にそこまで突っ込んで行けるのかどうかとか、正直な話、先ほども申し上げましたけれども、10万円どめにするとか、1万円どめにするとか、100万円の10万円って非常に大きいですけども、先ほども各議員おっしゃられてますけれども、そしたら5億円以上の場合だったら10万円どめにする、1億円から5億円だったら1万円どめにするとか、そういうのは可能かなとは思っておりますけれども、それが確実に可能でない限り、なかなかやはりこれをやったが上に、あとでちょっとしたことの、2万円、3万円を惜しんだばっかしにとか、100万円が今回上がってますけど、ばっかしに、交付金が入ってこないとかということになったときには、（聴取不能）かねませんし、逆に今回の国のほうが厳しいというのは、やはり今回でも、きょうオリンピックのチケットが出ますけれども、転売だっで一円でも高かっても転売だめですよと、国がそういう態度で、システムで言われてるような中で、公共工事の品質確保の促進に関する法律の中でやはり歩切りというのを根絶する。これについては、財政課長が申し上げましたけど、それで下請業者とかがそういうしわ寄せというところがいろいろありますので、それが本当に3万円だったら大丈夫で100万円だったら大丈夫じゃないのかという判断はなかなかその場でできないですし、それは当初でも最低制限価格を決めた以外は、もう一円でもそれより低い団体があれば、それはもう最低失格とすることのルールでやっていかないとはいえないと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） よろしいですか。

○清原良典議員 いやいや、あとその所管のどこにある程度の値段を聞きに来たりする者が今でもおるかどうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私ども企画政策課のほうにそのようなことを聞かれた方はおられないというふうに……。

○清原良典議員 そら行かへんわいな。後ろの部長に聞いてもらわな。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 基本的には、うちで3部署持ってますけども、当然公平性と透明性という視点の中で、その業者が探りに来られても、それは一切お答えできませんということで断ってることが基本となっております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 そしたら、まず企画政策課が今度工事の最中管理していくと。誰ができるんじゃないか、企画政策課。

それと、先ほど八幡部長が言われたけども、それならもし私が言うたことに対して、いやあもうちょっとあるがいなというふうなことが現実にあった場合、これは何か公務員法の何かに抵触するんですか。それを2点お尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 企画政策課がこのたび所管で発注してこの防災行政無線のほうを出してるわけでございますけども、基本的にコンサルティング委託をして実施設計も全部行って

ます。

ただし、積算内容であったりとか、どういうふうに積算の考え方を整理していくかっていうのは、まちづくり課のほうで担当者が2人入って当然一緒に中身を精査して一応確認、検査も全部行ってます。

工事管理についても、企画政策課が基本としてやりますけども、当然建柱であったり、施工というのは非常に難しい部分があります。そういった点について、電気設備も含めて、まちづくり課のほうで協力していくという体制でいきたいというふうに思っています。

それから、基本的に業者が今は当然役所の場合、接客するっていうことが窓口ではありません。例えば、執務室内には業者入りませんから、基本的には打ち合わせ程度で当然対応するというのを徹底してます。

仮に、例えばそういうことがあっても複数で対応するというようなことを基本にしてますし、それから予算書でオープンになってるものは当然業者知ってるわけでございますし、私が今知ってる限りではそういう金額を探りに来る業者っていうのは、もう町内には、町外も含めて、おられないというふうに思います。

それについて、それが何に違反するのかというと、金額が漏えいして、設計委託というものが漏えいした場合は、当然公務員法の処罰対象になりますし、それはあってはならないことであります。

そういう意味からも、予定価格の設計書、それから調書っていうものは厳重に保管管理をします。それから、入札当日も担当部長も入れません。基本的には町長と担当課長が予定価格を決定して、財政課長も入りますけども、その限られた人間が当日に入札の予定価格を決めるというふうになってますから、そういう意味では公平性、透明性には私が見る限りでは問題ないというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 皆さんいろいろ聞かれてるんで別の角度からなんですけど、まず大きな金額でされるっていうことで、この防災行政無線自体を導入されることにはもう大いに賛成するんで、その辺はしっかりやっていただきたいっていうことに対しての質疑なんですけど、まず町内のほう、役場を入れて全部で屋外拡声のほうでスピーカーを33カ所、役場を入れたら34カ所っていうことでされるわけなんですけど、本当にこれ全自治会がカバーできるんだろうかっていう、やっぱり疑問があるんですね。その流れとして、テスト運用をされるんでしょうかっていうことをまず聞きたい。

テスト運用で、仮に晴天の場合にテスト運用をしたら当然聞こえるんだと思います。そのテスト運用がどういう天候のもとでされるのかによってもテスト運用の結果っていうのは違ってくると思うんですけど、仮に雨降ったときに試行してみても聞こえなかったっていうときに、この屋外スピーカーの33カ所を見直すっていうことがあり得るのかということをお答えしていただきたいということと、スピーカー自体耐久性はどれぐらいのものなのかっていうことを確認しておきたいと思います。

その耐久性に基づいて、仮に20年もつんですとか、仮にですよ、そういうことであるんだしたら、その20年間の間にいろんな支障が出てくると思うんですけども、そういったその支障に対して長谷川議員がデメリット等のことも確認されたらいろんな電話のほうとかそういったことも考えられておりますが、その間にほかの手段、もっと安くていいものが出てくる可能性もあるんで、そういったものを次に入れていくっていうふうな計画もお持ちなのかっていうところ。

当然、現状の自治会放送の状況を見てても、落雷があったら故障するとか、いろんなこともあったりしますので、その辺の耐久性と、10年スパンなら10年スパンでほかの手段も検討していくってことを考えてるのか。その辺のことをお聞かせください。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、晴天、雨天の場合のテストでございますが、本来スピーカーごとに音量を設定させていただきまして、聞こえにくい、聞こえやすいというところがございましたら、それに合わせて音量の調整をするんですが、ある程度スピーカーから離れた方につきまして、聞こえにくいという声があれば音量を上げさせていただく、また角度を変えさせていただいて実施するような形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

今、机上の上の状態ですけれども、太子町全域に音が届くということで設計をさせていただいたところでございます。

また、工事につきましては、2月、3月ぐらいに実際に音を出してみてテストを実施しまして、来年の4月から実施の運びとなる、供用開始というふうな形でさせていただきたいと思っております。

スピーカーの耐用年数につきましては、10年から15年ぐらいだと考えております。定期的な保守等も含めて実施していきたいと思っております。

その間にほかの情報伝達の手段がもしできたということがございましたら、それが本当に効果的な情報伝達の手段であるとなれば、町としましても今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 本日に試行するときに、ちょっとした雨でももう自治会放送聞こえないんですっていうふうなことがあって、問い合わせが自治会長に入ってるということを耳にしております。

そういったところを含めて、しっかりとテストしていただきたいということと、やっぱりコンピューターが計算した机上の計算ですから、風とかそういったところまで全部入ってるのかなあというところもあるんで、やっぱり風吹いたら音は流れていきますから、そういったところの試行もしっかりしていただきたいということとを改めて言っときます。

10年から15年の耐久性ですから、機械もので屋外に設置するものですから、やっぱり壊れ方も屋内にあるよりは早いんだと思います。そういったところ、定期的な保守をしっかりといただくということをお願いするとともに、効果的なものがあるのであれば、何らかの形で違う、もう一個、安全・安心にかかわることなんで、しっかりと全ての町民の方に届くような体制をとっていただくということをお願いして、質疑を終わります。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 先ほどの周波数の件で60メガヘルツという話がありました。これは太子町独自の周波数なのか、それによっては近隣市町と混線の状態になるんじゃないかというおそれもあるんですけども、それと、それからどこまで距離が届くのか、親局、この役場から出力が多分ある程度指定されて、役場は大体町の左側、西部が中心ですから、松尾とか太田とか原とか、飛ばそうと思ったらかなりの距離があるんですけども、ところがそれを西へ行くと、もう当然たつの市まで入っちゃうわけですから、その辺の近隣市町村との混線といいますか、そういうのはないのかということと、それからあとテレホンサービスという話がありましたけれども、これの内

容、これ登録制なのかどうかということと、その辺だけお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほど周波数というお話をさせていただいたんですけど、実際にその無線の周波数につきましては無線局のほうから改めて指定されるというふうな形になりますので、近隣で使われていない無線の周波数が指定されることとなります。まだ申請をしておりますので、また申請あるというふうに思っております。

次に、テレホンサービスにつきましては全部で4回線を設置させていただきまして、電話をかけていただきますと、先ほど流れた放送内容が電話内から流れてくるというようなサービスでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切ります。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第34号 工事請負契約の締結について（太子東中学校校舎大規模改造工事）

○議長（藤澤元之介） 日程第8、議案第34号工事請負契約の締結について（太子東中学校校舎大規模改造工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第34号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、太子東中学校校舎大規模改造工事の請負契約でございます。

工事請負契約につきましては、去る6月11日に21者による指名競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市北今宿1丁目5番3号、株式会社坪田工務店、坪田充治代表取締役と税抜き金額4億4,600万円で契約するものでございます。

詳細につきましては教育次長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） それでは、太子東中学校校舎大規模改造工事につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、築37年が経過いたしました太子東中学校校舎の屋上の防水機能、校舎

外壁の破損、汚れ、内装等施設の損耗、著しい機能低下に対する復旧処置を行うことにより、安全・安心で快適な学校づくりを促進し、教育環境の維持向上を図るものでございます。

主な工事内容でございますが、本年度第1期工事といたしまして、南棟校舎の屋上防水、外壁補修、職員室等の管理諸室や普通教室、廊下等の内装工事、校内トイレ改修、それらに伴います電気設備、機械設備、給排水設備工事を実施いたします。

令和2年度の第2期工事でございますが、北棟校舎の屋上防水、外壁補修、特別教室の内装工事、それらに伴います電気設備、機械設備、給排水設備工事を実施いたします。

その概要につきましてでございますが、1期工事につきましては、南棟の鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積にしますと3,113平米になりますが、管理諸室を一時的に多目的ホール、また校舎東のプレハブ棟に仮移設いたしまして、内装改修、放送設備の更新、OAフロア化、保健室のシャワーユニット、トイレの設置、また段差解消を行います。

普通教室等におきましては、夏休み期間を活用いたしまして、天井塗装、フローリングの増し張り、黑板掲示板の更新、分電盤、火災報知機具の取りかえ等を行います。あわせて、照明に関しましては、全館LED化を図りまして、トイレも便器の洋式化、床面の乾式化を行います。

外部改修につきましては、屋上のシート防水、塗膜防水、外壁の補修塗装、シーリングの打ちかえ、また縦どいの改修等を実施いたします。

翌年度、令和2年度の2期工事につきましては、北棟の鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積につきましては2,752平米になりますが、1期工事と同様に、外部改修に加えまして、特別教室の内装工事を行います。

この工事、1期、2期を通しまして、経済面を考慮いたしまして、仮設校舎を新たに設置することなく工事を実施する予定にしております。内部の工事、また騒音を伴う工事につきましては、夏休み期間中に集中させまして学校運営への影響を最小限にとどめるとともに、生徒の安全確保に最大限配慮をいたしたいと考えております。

工事の契約の相手方は、先ほど提案説明にもありました株式会社坪田工務店、契約金額は税抜きで4億4,600万円、工期は令和2年10月31日までとしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 ちょっと落札が（株）坪田工務店になったということで、これも繰り返しませんけれども、先ほどの質問の中で、安全性とか、あと工事の質とか、そういうものの担保についての話でしたが、例えば業者を選ぶことに関しまして、その工事の内容とか、そういうものの担保というのはどういう形でされているのですか。

最低価格ということを満たしているから担保できていると考えているのか、1つ1つの業者に関してそういう内容についての精査はされているのでしょうか。その点について御質問いたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この工事につきましては、指名競争入札にさせていただいたところでございます。

この指名競争入札にさせていただいたことにつきましては、専決の予算でも国の交付金がついたということで専決させていただいたところで、夏休みに集中的に工事をする必要があるという

ことで、一般競争入札にいたしますと見積期間、告示期間等が長い期間にわたってしまいますので、夏休みの工事というのが間に合わないということで指名競争入札という手法をとったわけなんですけれども、この指名の業者を選定する際に、過去の工事実績でありますとか、総合評点等におきまして業者を選定しておりますので、そういう点でこの指名業者につきましては工事施工面での安全性、また施工に関しての実績等を考慮いたしまして、安心できるという基準に基づいて指名をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 わかりました。つまり、入札の業者として指名した業者については、その一定の基準は満たしているという、そういう判断ということだと思います。

学校ということで子供たちもおりますので、工事に関しても安全に、それから学校環境の保全をしっかりとやっていただきたいと思うんですが、その工事の期間中について、町としてはそういうもののチェックということは随時行う予定はございますか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 工事の施工管理につきましても、業者に施工管理を委託するわけなんですけれども、当然町といたしましてもその施工管理業者との打ち合わせ、また学校関係者も含めました打ち合わせっていうのは、施工期間中、週に1度、また2週間に1度というような頻度でもって管理を行っていく予定をしておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ありがとうございます。ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 私は仕事柄中学生とか、あとその保護者の方々とお話する機会があるんですけども、その中で太子東中学校におきましては部室がないということで、授業終了後に部室へ行くときに着がえをするときに、着がえる部屋、場所がないということで、例えば聞くとトイレで着がえたりとか、あるいは教室で女の子がいなくなって男子が着がえる、あるいは男の子がいなくなって女子が着がえるというようなことをしているということで、部室を新たにつくるとなればまた費用もたくさんかかってくると思うんですけども、何かそれにかわる更衣室をつくるであったり、あるいは更衣室も中にはあるという生徒もいるんですけども、全校生徒に周知徹底されていないようなふうな印象を受けますので、この機会に予算の都合上、もうできないのであれば、何か別枠で予算を設けてでも更衣室をつくるなり、あるいはパーティションで仕切るなりということをしていただけないかなあという、ちょっとこれはできますかという質問とお願いという意味を込めて、ちょっと声を上げさせていただきました。どんな感じでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 大規模改造の期間中に着がえ等の、当然夏休み期間中も部活動というのはあるわけで、今現在、部活動の着がえっていうのは校舎の中で行ったり、教室で行ったりっていうようなことが実態としてあるようでございます。

部室もあるんですけども、実態としてなかなか使用されておらないという実態でございます。学校のほうにもその実態等、なぜこのような状態になったのかっていうようなこともいろいろヒアリングもさせていただいたところなんですけれども、この大規模改造工事の期間中につきましましては、これ北棟と南棟ということで2期にわたるわけでございますので、全館一気にやるということではないということから、その校舎の中での着がえというのはある程度はできるも

のであろうというようなことは考えております。

その大規模改造工事の中で更衣室を設置するということにつきましては、なかなか今のそのスペースでは生徒用の更衣室っていうのは設置は不可能であるというふうに判断をしているところでございます。

今議員言われましたように、パーティションで仕切ったり、このスペースでできるのではないかというようなことにつきましても、学校のほうにもそういう提案をさせて、つい先日も別の案件でヒアリングをさせていただいたときにもそういうお話をさせていただいたところでございまして、十分に検討をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ありがとうございます。工事期間中はもちろんなんですけど、工事が決まる、決まらないは別として、日々学校へ通っている生徒から声が上がってますので、なぜ今までできてこなかったのかなというところもまあ疑問としてはあったんですけども、この工事で、例えば内装をきちっとしてしまうと、またそこを改造するのかってなると、また無駄が発生するので、そういう意味で、この工事期間中内に、今後の工事完了した後、日常に戻ったときにも活用していけるような更衣室あるいは着がえの順序の徹底といいますか、そのあたりもぜひ教育委員会の方々を通して学校に通達していただいとということと、あとは本人たちも、去年からポロシャツに夏は変わりましたが、それ以前は厚い、汗をなかなか吸い取らない素材の夏服の下に、部室がない、着がえるところが困っているということで、その下に体操服を着ているような状況がありまして、熱中症のあの問題が保護者の方々からするとその辺は心配だということ声を上げておられましたので、そういうことも含めて、これから空調が、クーラーがつくということはありますけれども、そのクーラーがつく学校舎内、校舎外でそういうことが起こってもいけませんので、極力そういう中に体操服を着て暑い服装をしないような対策をとらないといけないということは、更衣室、誰でも気軽に着がえができるような、男女ちゃんと分けていつでも着がえができるような状況をとってあげるべきじゃないかなということを思っておりますので、そういうことを踏まえて、きょうちょっと御質問させていただきましたので、ぜひその辺改善できる部分は改善していただくことと、何か更衣室はパーティションができるのであればしていただきたいなという御要望も込めて御質問させていただきました。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 直接的にこの契約と関係ないのでどこまでお答えできるかっていうところなんですけれども、まず先ほども言いましたように、この大規模工事の中で専用の更衣室っていう確保という話になりますと、スペースの問題で今のところ不可能であるという設計しております。設置はできないということでございます。

体育の授業につきましては、教室を男子の着がえ、女子の着がえっていうことで教室を指定する、スペースを指定するっていうことで対応をしているところでございます。

問題は部活動ということだろうと思っておりますけれども、中には体育館のある部屋で着がえをしているというような部もございます。全ての部活動が着がえのところがあるかっていうと、そういうことも実態としてはないようでございますが、指定をしますと、もうここでしなさいというような指導をしますと、生徒のほうでそれはやはりちょっとぐあいが悪いと、なかなかそれでは着がえと練習のつながりといいますか、生徒のほうでちょっとこれではぐあいが悪いというような、そんな意見も出てくる可能性があるというようなことも学校のほうから聞いておるところでございますので、一概に指定もできないというようなことも生じる可能性もあります。

そんなことも含めまして、大規模改造の中ではこのスペースではひよっとしたら着がえができるかもわからないなというようなお話もさせていただいてるんですけども、先ほどお答えしました、そのパーティションで仕切るとか、校舎のそのものに手を加えるということではなく、後々そういうスペースが確保できるというようなことも検討をさせていただきたいということで、お答えとさせていただきたいと思います。

なかなかちょっと契約のこの議案の中でのお答えっていうことにつきましてなんで、お答えもなかなかちょっとにくいところなんですけども、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 この契約金額4億4,600万円の契約金ですけども、その財源の内訳をお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 直接工事費といたしまして3億8,800万円余り、それから共通仮設費といたしまして990万円余り、ちょっとその1,000円とか100円単位は省略させていただきます。現場管理費といたしまして2,140万円余り、一般管理費といたしまして2,670万円弱というような内訳になっております。

財源につきましては、専決の予算でも説明をさせていただいたんですけども、国の補助金、交付金といたしまして、ざくっと言いますと3分の1が交付金で交付されます。それから、その補助裏ですね、その75%が起債でございます。また、当然これにも単独事業が発生、国の基準単価以上は単独事業になるわけですけども、その単独事業につきましても75%の起債が発行できると、そういう財源になっております。

専決の予算を参考にさせていただきますと、ありがたいところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 この指名された21者の中で12者も辞退をされとんやけども、当然辞退するということは普通であれば設計書を持って帰って自社で積算をして、それ以後に辞退されとんやけども、それで間違いないと思うんですけども、姫路市の業者が多いけども、（株）丸尾建築は町内業者と一応判断しとんやけども。（株）丸尾建築、町内業者はここぐらいやな。

せっかくのこういうチャンスを辞退されるっていうのは、おのおの会社の考え方もあるんやろうけども、何でかなって。考え方によっては、姫路市のほうで談合されとんかなと。談合という言葉は禁句かもわからないけど、打ち合わせしとんかなと思うんやけども、その辺何かペナルティーでも科すべきなんかなあとも思うたりもするんやけども、その辺どのようにお考えなのか。

それと、これ積算は外注でされとんか。それで、教育次長が説明するということは、教育委員会の担当で進めていくんですけども、工事は来年の10月まで年をまたいでやるということですけども、教育委員会の職員がいったところで、そんなにやはり難しいところがあると思うんで、これもまちづくり課が応援するんかなと思ったりするんですけども、何でも工事したらまちづくり課がサイドから応援するのか、サイドから応援するものが前へ出てしもとんかようわからんけども、途中退職される方もおられるしね。その辺どこが中心できちっと最後まで現場管理のほうをしていくのか、その2点ですか。お尋ねをします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、辞退をされた業者の件でございますが、その一者一者ヒアリン

グをしているわけではございませんし、またその必要もないというふうには考えておるんですけども、推測するに、各社で手持ちの工事がある、またこの工事に回せる現場管理監督者でありますとか、そういう人員が確保できないとか、そういうようなことであろうと推測をいたします。

辞退に関しましてのペナルティーにつきましては、これは辞退したからペナルティーを科すということについては現実慎むという指導がされてるところでございまして、辞退に対してのペナルティーについては考えておらないというところでございます。

それから、その施工管理につきましては、業者も含めまして、町のほうの管理につきましては、今言われましたまちづくり課の建築係を中心に、もちろん管理課のほうも工程会議には入っていきますし、まちづくり課の建築係を中心に管理を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

この積算につきましては、実施設計を外注させていただいたところでございます。

橋設計事務所でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたび太子東中学校校舎大規模改造工事は1期と2期に分かれてするわけですが、エアコンの工事が同じく入ってまいります。そのことについて、専決のところでも議案が出てまいりましたけれども、できるだけ同じ業者でエアコンをやっていききたいというような話がありました。

この場合、今回ここに上がってる業者との調整はできるのか。それと、1期、2期に工事が分かれておりますけれども、エアコンはちゃんと9月中につくのか、そのことについてお願いをいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） エアコンの工事につきましては、この後、この（株）坪田工務店と協議の上、実施を考えておるところでございます。別の業者が入りますと、現場管理の面で経費がかさんでまいりますので、この（株）坪田工務店に施工を考えているところでございます。

当然そのエアコンの工事につきまして、できるだけ早い段階で設置をするという方向につきましては変わっておらないところでございますが、この夏休み期間中に集中的にできるところはするということで、なるべく早い段階でのエアコンの稼働しているのを考えているところでございます。

ただ、それが9月、10月に確実に稼働できるかどうかにつきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書のときにもちょっと別の小学校、文教施設でお答えさせていただいたところでございますが、機器の問題、また空調のガスでありますとか電気でありますとか、そういう方式の問題、それらの検討も日時を要するものでございますので、早期の稼働を考えておるところではございますが、9月、10月っていうのが確約できるかどうかということについては、ここではちょっとお答えできないところでございます。

何度も言いますように、早期の稼働を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回工事が始まるということで、生徒のみんなも楽しみにしてはいるんですけども、夏休みに音の大きなものは早くやるということで進められているわけですが、この工事が始まると、やはり外の暑さ、もうきょうでもかなり昼間暑いですし、太子東中学校の生

徒、本当に汗だくになって、今試験中ですけれども、歩いて帰ってきたり、行ったりしながらやっているとところを見ると、この工事が始まることよっての熱中症対策、先ほど生徒の安全面の配慮も工事についてもやっていくという話がございましたが、松浦議員のほうからも、やはり服装についてもそうですし、環境についても内外あわせてこのエアコンがつくまでやっぱり手ばかりがあってはいけないと思うんですね。

常々私も熱中症対策は訴えてきましたけれども、まだまだ万全に学校が対応できているとは言えないような現状だと思います。熱中症計が今若干ついたとは思いますが、やはりそれを早く状況を見て、危ないサインが出てくるかどうかを教職員が早く察知して、この勉強なり、部活なりする中で気をつけていかなければならないと考えておりますが、つくまでの間、暑い夏、また9月、まだまだ暑い日が続くと思われまので、それについてどのように考えているのか、その点について、安全面について、熱中症対策についてお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この工事と別にまたエアコンの工事をするわけですが、一般的な熱中症対策といたしましては、これまでとっております対策でございます熱中症チェックによりますチェック、それらを含めまして、安全、危険であるというふうに判断いたしましたら、屋外での活動につきましては学校のほうの判断で控えるといったところ、また体育の授業につきましても、屋外での実施を判断するといったところ、また教室の中であっても生徒の熱中症の症状には十分目を配るといった対策を引き続きとっていきたいというふうに考えております。

一日も早いエアコン設置ということでの対策ということを目指したいというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切ります。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第35号 工事請負契約の締結について（町民体育館耐震補強・大規模改造工事）

○議長（藤澤元之介） 日程第9、議案第35号工事請負契約の締結について（町民体育館耐震補強・大規模改造工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第35号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、町民体育館耐震補強大規模改造工事の請負契約でございます。

工事請負契約につきましては、去る6月11日に10者による制限つき一般競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市夢前町前之庄1390番地、株式会社正光、丸尾将満代表取締役と税抜き金額4億5,450万円で契約するものでございます。

詳細につきましては教育次長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） それでは、町民体育館耐震補強・大規模改造工事につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、町の指定避難所としての施設でもある町民体育館の耐震性の確保と施設の老朽化、機能低下に対する改造工事を行うことにより、災害時の避難所として避難者の生活環境の改善と安全・安心で快適なスポーツ施設づくりを促進し、スポーツ環境の向上を図るものでございます。

主な工事内容といたしましては、柱の耐震補強工事及び屋根、外壁、天井改修工事、トイレ、シャワー室、更衣室、研修室、トレーニングルーム等の部屋の改修工事、それらに伴います電気設備、機械設備工事であります。

その概要でございますが、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積4,629平米の体育館におきまして、耐震補強工事といたしまして、1階柱部分に鉄板巻き補強、3階柱部分に増し打ち補強を行います。屋根部分には小屋鉄骨ブレース補強を施すとともに、改造工事としてアリーナのつり天井を軽量天井に改造いたします。

また、災害用備蓄倉庫を設置いたしまして、照明設備のLED化、アリーナ以外の部屋にも空調を完備いたしまして、またトイレも洋式化をいたします。

また、床、内壁、外壁の石積み等の経年劣化しまして危険な箇所の撤去及び新設、正面玄関にあります階段、また玄関の改修、駐車場の拡張及び改修、給排水設備、電気設備の更新を実施予定しております。

工事の相手方につきましては、株式会社正光、契約金額は4億5,450万円で、工期は令和2年2月28日までといたしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 1本目からいろいろと最低制限価格のことに異論を唱え、要望も出ましたが、そのことについてはもう言っても仕方がないことであり、またここでも辞退の業者が発生しとんですけども、これも法でペナルティーは科すなということで理解はしました。

ざっくりでいいんですけども、この体育館の高さ、これ屋根どないなるんですか。今の高さと変わらんですか。柱はいろいろと難しい言葉で補強するっていうことはわかったんですけども、表周りも一部体育館の館長と話をするときがあったもので、いろいろと緩いスロープをつけるということも聞いたんですけども、屋根、これどないなるんですか。この小さい図面では全くわかららるので、それだけちょっとお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 屋根につきましては、今屋根がシングルぶきということになっております。その上にガルバリウム鋼板を敷設するというような屋根の改造を予定しておるところでございます。

高さにつきましては、今のシングルぶきの上にかぶせるわけですから、ほとんど高さについては変わらないということを今予定してるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 2回も3回も言いたないんやけど、今の屋根って雨漏りしよんでしょ。その上へそれを残してかぶせるということで、そのような説明に聞こえたんやけども、それでええんですか。今の古い屋根をのけて新しいもんを設置するということやないんですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 雨漏りをしている上にかぶせるわけですから、同じ素材をかぶせるんじゃないかってガルバリウム鋼板をかぶせるわけですから、それで防水については確保できるということでございます。

その鋼板につきましても、そんな重たいものをぼんとかぶせるっていうことではございません。材質につきましては御存じかと思うんですけども、今の素材を撤去するということになりますと、またそれで経費がかさんでくるということでございますので、それらも考慮した上でガルバリウム鋼板を敷設するという、そういう形になったわけでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回トレーニング室の改修工事が上がっておりますが、その中身を見てみますと、本当にリフォームだけなのかなあと思っているんですけども、トレーニング室の機器の更新は今回の中にはもう全然含まれていないということで理解してよろしいか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この工事の中で機器の更新は含まれておりません。現在のトレーニング室にあります機器につきましては、もう使用できない状態になっているものもございます。まだ使用できるものにつきましては、一旦取り外してのけまして、また設置するということになるんですけども、これとは別に総合的、部分的なトレーニングではなくって、総合的なトレーニング機器っていうのをこの工事とは別に備品として購入をするというような計画をいたしておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午前11時55分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたびの工事の中には、運動器具の更新は含まれていないということはわかりました。

そのかわり、機器の更新を考えているっていうことがありましたので、この完成予定にあわせて、その中でやっていただけるものと考えていいんでしょうか。

それと、今の運動器具ですね。トレーニングを受けて講習を受けながらやりますけれども、割かし男性の若い人向けのというのか、器具が今置かれております。その周りにある自転車とか、簡単な器具もほとんど壊れておまして、満足に使えない状況でございます。

今後、そういう機器を考えられるときには、そういう今のような筋肉を鍛える機器も大切ですが、女性も高齢者も非常に使いやすいような、そういう機器も考えていただきたいと、これは要望をしておきたいと思います。

それと、今回のこの契約には関係ありませんけれども、契約案件が3件出てまいりました。全て字が小さくて、本当にこういう虫眼鏡でやらなくてはいけないような。

以前、この期ではないですけれども、前にもありました。こういう資料を出すときにはできるだけ見やすい大きな字で出していただかないと、やっぱり細部まで私たちも審議をしていかなければならない立場でございますので、今回3件出てきて、やっぱりすごい小さくて本当に隠してるのかなというぐらい、思えるような議案書でしたので、今後は見やすい、せめてこれの倍ぐらいの大きさ、工事案件はそんなに多くありませんので、そういう部分は気をつけていただきたいと考えて考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 前段で機器の更新の時期のお話でございますが、このリニューアルオープン、来年の春にあわせて機器の更新も考えているところでございます。

資料でございますが、このたびなるべくわかりやすいようにということで資料も関心がありの、例えば階段でありますとか、天井でありますとかっていうようなところをつけさせていただいたところでございますが、A4サイズをA3サイズにするというようなことにつきまして、この倍ということになりますので、それらにつきましては提出の際に今後また検討をさせていただきたいと思います。私どもの一存でどうこうというような内容ではございませんので、検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 大規模改造工事ということですが、体育館の地下の部分ですね、下の部分。あのあたりの対応についてはどのように考えておられて、改修後はどのような形になっておるかお聞かせいただけますか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 地下につきましては、今駐車場スペース、また倉庫スペースが主でございます。先ほど1階部分につきまして、柱の補強っていうことを説明させていただいたんですけれども、基本的に地下部分、1階部分につきましては、駐車場としての整備ということを中心に考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 あの地下の部分には何かいろいろと色々なものがありますし、あわせてきれいにしていく方向で考えながら、駐車場として使うという理解でよろしいんですね。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今もその不要なものにつきましては、処分をしております。この機を契機にしまして、不要なものにつきましては処分をかけております。

もちろん倉庫としての機能もありますので、倉庫、また駐車場としての利用ということでこのたび改修をさせていただくと、手を加えさせていただくというところでございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 駐車場として使うんだということを再度確認をした上で、やはりあの辺駐車

場少ないですから、使うのであれば使うと、ごみは捨てるということで対応をお願いしておきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 天井にガルバリウム鋼板でしたっけ、色が変わってくるんです、今の、要は外観、壁と天井の完成予想図といいますか、予想、どういう外観になるかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 外観は、今屋根が茶色といいましょうか、そういうシングルぶきでございます。そのカラーにつきましては今後検討させていただくんですけれども、外観がごろっと変わるというようなものではございません。屋根の形状につきましても、上にかぶせるっていうような形になりますので、色につきましては余り奇抜な色っていうふうなことにはならないような形で検討をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ありがとうございます。今ちょっとお尋ねしたのは、奇抜な色になっても僕はいいかなあとと思ってまして、というのが、要は体育館格好ええなあとか、ださいなあとか、わあ、あんな色にしてとかっていうことが町民の中で話題になる、あるいは隣町が利用されるこの地域の方々にとって話題になることが宣伝になるのかな、あるいは新幹線で立岡山のトンネルから西から行けば出てきたときに見えますし、逆もちろんそうなんですけれども、そういったときに何か、今でも僕がそうなんかも、自分の町やからということであついでに楽しみで町民体育館の看板を見ることに注目してしまうんですけれども、何かちょっとそういう、それこそこの間僕も、僕一般質問のときに言いましたけど、ブランディングといいますか、町を外へ向けて告知していく、あるいは町内で話題にさせていただくということが自然発生的に会話で流れていけば、いいも悪いもですけど、太子町がどんどん話題になっていくのかなという意味で、外観にも今決まっていなければ、そのあたりも考慮していただきながら、格好いいものになるか、結果不評なものになるかはこれはまた決められる方の判断にはなると思うんですけれども、ぜひその辺もちょっと加味していただきながらこだわっていただければなあということで思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今御提案の件につきましても、含めまして総合的に検討させていただきたいと思ひます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

堀卓史議員。

○堀卓史議員 まず、町民体育館、これ建てたのがかなり以前ということで、当時石綿とか結構使っているんじゃないかなと思ひているんですけれども、その石綿を使った素材があるのかなのか。あったとしたら、それをどのように処理するのかということと、今回その工事請負契約が大きな金額が3件上がってきてるんですけれども、本来であれば委員会付託にするような案件ではありますけれども、今回この入札の関係でなかなか時間的にタイトだと、工事も早く進めないといけないというところで仕方なく追加議案で出されたという形になってると思うんですけど、そこら辺の関係ですね。ちょっと今後こういうふうな進め方をしていくのか、それとも急遽今回は、これも仕方がないかなとは思ひますけれども、本来であれば臨時議会を開いてでもやっていただきたかったなというふうに思ひます。そこら辺をお願ひします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 私のほうからは、アスベストについて説明させていただきたいと思っております。

問題になってる大規模な建築物によく使われる吹きつけアスベストに関しては、一応設計段階において屋根裏も全て入りまして調査をやって、一切使われてないという確認をしております。

ただ、トイレであるとか、そういった一部天井を剥がす場合には、非飛散アスベストといいまして、どうしてもボードとかそういうものには含有が若干しているものですから、そういったものは全部手離しをして適正処分をするという、一般的な解体のやり方でやります。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この体育館の事業につきましても大きな事業でございます。委員会等で十分に今後につきましては説明をさせていただくという姿勢をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切ります。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第10 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について**

○議長（藤澤元之介） 日程第10、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、当福祉文教常任委員会に付託されました請願につきまして、ただいまより報告をさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定より報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第1号。付託年月日、令和元年6月5日。件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書

採択の要請について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和元年6月7日金曜日午前10時から午後0時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。紹介議員の中藪清志議員、説明員の揖龍教職員組合高橋孝行書記長より趣旨説明を受け、その後の協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結果に至った。

主な説明内容。

子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することが今の学校現場は本当に困難な状態となっている。特に、小学校においては2020年度から新学習指導要領が実施される。今はその移行期間ということで、外国語も時数を増やしながら先行実施している状態である。その時数調整等に本当に時間がなく、苦慮している状態である。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題だと捉えている。また、義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元ということで、現在は3分の1となっているが、この件についても子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請ということで、この働きかけのほうも行っていただきたい。

(2)審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決定した。

(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切ります。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午後0時12分）

（再開 午後0時13分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題と

したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書

○議長(藤澤元之介) 追加日程第1、意見書案第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、中島貞次議員。

○中島貞次議員 ただいまから教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書(案)を読み上げまして、提案理由、趣旨説明とさせていただきます。

4月から働き方改革関連法が施行されたものの、学校現場では解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に、小学校においては新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の調整など、対応に苦慮しています。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしています。中でも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることの原因にもなっております。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2020年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

1、子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、35人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見を提出します。

令和元年6月20日。

内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣芝山昌彦様、総務大臣石田真敏様。

兵庫県太子町議会議長藤澤元之介。

以上でございます。

○議長(藤澤元之介) 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に御一任いただきしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第11 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(藤澤元之介) 日程第11、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回太子町議会定例会(第480回町議会)を閉会いたします。

(閉会 午後0時19分)

~~~~~

議長挨拶

○議長(藤澤元之介) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月3日の招集以来、本日までの18日間でしたが、この間、議員各位には条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、町政進展のため、まことに御同慶にたえません。ここに議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

これから暑さも厳しくなっております。議員各位にはこの上とも御自愛をいただきまして、町勢発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（服部千秋） 令和元年第3回太子町議会定例会（第480回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

6月3日に開会されましてから今期の定例町議会におきましては、先ほど議長も述べられましたとおり、条例案件を初めとする重要な案件につきまして、皆様方に慎重に御審議を賜り、適切に御議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、いよいよ夏本番を迎える季節となりました。議員の皆様におかれましても御健康に十分御留意いただきまして、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 森 田 哲 夫

署名 議員 吉 田 正 之